

呉市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、呉市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第51条第1項に基づき、住宅確保要配慮者（法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供、その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとする者は、会長に入会申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、退会届（別記様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本会に対して必要な助言を行う。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事1名

(役員を選任)

- 第7条 会長は、呉市都市部副部長（住宅政策担当）の職にある者をもって充てる。
- 2 副会長は、呉市福祉保健部副部長（生活支援担当）の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、特定非営利活動法人地域ネットくれんどの理事長の職にある者をもって充てる。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

第3章 組織

（総会）

第9条 総会は、本会の最高議決機関であって、会員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を協議議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) その他本会に関する重要事項の決定に関すること。

3 総会及び臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

（定足数等）

第10条 総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会及び臨時総会に出席できない会員は、委任状（別記様式第3号）をもってその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員とみなす。

3 前条第3項の規定により総会及び臨時総会を開催する場合にあっては、第1項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

（部会）

第11条 本会は、第3条の活動を専門的かつ具体的に協議するため、部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し、部会を招集して議長となる。

4 部会長は、部会の構成員の互選により選任する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、呉市都市部住宅政策課及び呉市福祉保健部生活支援課に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査及び報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第16条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本会の事業に関し知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項及び会員の役割等については別に定める。

附 則

1 この会則は、令和7年1月20日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	会員
不動産関係団体	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会呉支部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部
福祉関係団体	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
	地域生活支援拠点（まるごとネット呉中央）
	地域生活支援拠点（まるごとネット呉西）
	地域生活支援拠点（まるごとネット呉東）
	地域生活支援拠点（まるごとネット呉安芸灘）
	高齢者相談室（中央地域包括支援センター）
	高齢者相談室（天応・吉浦地域包括支援センター）
	高齢者相談室（昭和地域包括支援センター）
	高齢者相談室（宮原・警固屋地域包括支援センター）
	高齢者相談室（東部地域包括支援センター）
	高齢者相談室（川尻・安浦地域包括支援センター）
	高齢者相談室（安芸灘地域包括支援センター）
	高齢者相談室（音戸・倉橋地域包括支援センター）
居住支援法人	特定非営利活動法人 地域ネットくれんど
	株式会社 R65
	株式会社 千力
	株式会社 良和ハウス
市営住宅 指定管理者	株式会社 くれせん
呉市関係課	市民部 地域協働課
	こども部 こども家庭相談課
	福祉保健部 高齢者支援課
	福祉保健部 障害福祉課
	福祉保健部 重層的支援推進室
	福祉保健部 生活支援課
	都市部 住宅政策課